

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【公表番号】特表2005-530174(P2005-530174A)

【公表日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-515308(P2004-515308)

【国際特許分類】

G 0 1 C 3/06 (2006.01)

G 0 1 S 7/48 (2006.01)

G 0 1 S 17/08 (2006.01)

【F I】

G 0 1 C 3/06 Z

G 0 1 S 7/48 A

G 0 1 S 17/08

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月29日(2006.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

測量、例えば装置から対象物までの距離測定のための、電子距離測定装置であって、

a) 光軸(OA)を定義する対物レンズ(101)と、

b) 前記対象物からの反射において前記対物レンズ(101)によって受光される異なる波長の光線(1、2)を前記対象物の方へ伝送するための、少なくとも2つの光源(111、112)と、

c) 前記対物レンズ(101)で定義される光路(109)の外側に配置され、且つ前記光線(1、2)を受光するよう適合された、少なくとも2つの受光器(141、142)と、

前記光軸(OA)に関する傾斜角(1、2)でそれぞれ配置された少なくとも2つのダイクロイック面(121a、122a)とを有し、

前記光軸(OA)は前記ダイクロイック面を突き通し、プレート(121、122)に前記ダイクロイック面の少なくとも1つが配置され、さらに前記の少なくとも2つのダイクロイック面(121a、122a)は、前記受光器(141、142)の方へ、前記光線(1、2)の少なくとも1つを反射するようにそれぞれ適合されることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記ダイクロイック面(121a、122a)は、それぞれ異なるプレート(121、122)に配置される、請求項1に記載の電子距離測定装置。

【請求項3】

前記ダイクロイック面の1つは、プレート(621)に配置され、且つ他の前記ダイクロイック面はプリズム(625)に配置される、請求項1に記載の電子距離測定装置。

【請求項4】

前記光線(1、2)を伝送するための前記少なくとも2つの光源(111、112)は、前記対物レンズ(101)に近接して配置された光方向変更部材(102)の方へ前

記光線を伝送するように適合される、請求項 1 に記載の電子距離測定装置。

【請求項 5】

前記光方向変更部材は、方向変更プリズム（102）である、請求項 4 に記載の電子距離測定装置。

【請求項 6】

前記方向変更プリズム（102）は、前記対物レンズ（101b）に取り付けられる、請求項 5 に記載の電子距離測定装置。

【請求項 7】

前記ダイクロイック面（121a、122a）で反射された、前記光線（₁、₂）の少なくとも 1 つについて向きを変更するために、少なくとも 1 つのミラー（131、132）が前記光軸（OA）に近接して配置される、

請求項 2 又は請求項 3 に記載の電子距離測定装置。

【請求項 8】

前記ダイクロイックプレート（221、222）は、収差誤差に対する補正を提供するために、くさび形状である、請求項 2 に記載の電子距離測定装置。

【請求項 9】

補償プレート（307）が、フォーカスレンズ（304）と近接したダイクロイックプレート（322）との間に挿入され、前記プレートの傾斜方向をプレートが前記光軸に関して回転される中心となる前記プレートの面における軸で定義し、二つのプレートの傾斜方向が互いに略 90° の角をなす配置となるように、前記補償プレート（307）及び前記ダイクロイックプレート（322）の傾斜方向が選ばれる、請求項 2 に記載の電子距離測定装置。

【請求項 10】

プレートの傾斜方向をプレートが前記光軸に関して回転される中心となる前記プレートの面における軸で定義し、2 つのプレートの傾斜方向が互いに略 90° の角をなす配置となるように、2 つのダイクロイックプレート（521、522）の前記傾斜方向を選んで 2 つのダイクロイックプレート（521、522）を配置する、請求項 2 に記載の電子距離測定装置。